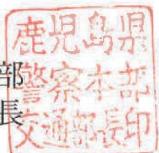


鹿交指第1号
令和7年1月6日

公益社団法人鹿児島県トラック協会会長 殿

鹿児島県警察本部交通部
交 通 部 長



武岡トンネル付近における車両の走行指導について（お願い）
初春の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

会長をはじめ、会員の皆様方には、平素から交通事故防止をはじめ、警察業務に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、県警察では、交通死亡事故や重大事故の発生を未然に防ぐため、これまでの交通事故多発場所や交通危険箇所を中心に住民からの速度超過違反取締りの要望箇所を踏まえた上、取締り場所や時間帯を選定して交通指導取締りを実施しているところであります。

昨今、武岡トンネル付近においては、新川側から武岡トンネル方向への車両合流方法の変更などの道路改良が行われ、ドライバーの方から車両の走行方法への戸惑いの声が聞かれるほか、付近住民からは、騒音や振動に対する対処要望が寄せられております。

また、日置市方面から進行してきますと、武岡トンネル手前から制限速度が40km/h規制となっておりますことから、速度超過車両などに対する交通指導取締り要望も受けているところであります。

貴会員の皆様方におきましても引き続き心に余裕を持った安全な速度に心がけていただき、県警察におきましては、引き続き県民の理解を得られるような交通事故抑止に資する交通指導取締りを含みます各種交通事故抑止活動を行ってまいりますので交通事故抑止活動への特段の御理解と御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

周辺の見取図です。

